

練馬区福祉有償運送運営協議会

- 1 日時 平成27年11月6日(金) 午後3時00分～4時15分
- 2 場所 練馬区役所
- 3 出席者 荻野(嘉)委員 八重田委員 中村委員 藤澤委員 黒木委員 椿委員
小場瀬委員 羽生委員 桑原委員 新妻委員代理
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 なし
- 6 議題
 - (1)開会
 - (2)第六期第2回 議事録の確認
 - (3)一般社団法人「たまみずき基金」の更新登録協議
 - (4)自家用有償旅客運送の権限移譲について
 - (5)その他

1 開会

○会長

皆様、改めまして、こんにちは。練馬区の福祉部管理課長でございます。

本日は、大変お忙しい中、第六期第3回練馬区福祉有償運送運営協議会にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。定刻となりましたので、開催させていただきたいと思っております。

定足数でございますけれども、こちらについては、本日、定足数に達しています。有効に成立しているということをご報告させていただきながら、進めていきたいと思っております。

まず初めに、タクシー事業者の皆様並びにNPO団体の皆様には、日ごろより移動困難者へのサポートに多大なるご尽力をいただいております。この場をおかりいたしまして、改めて感謝申し上げますところでございます。

本日でございますが、一つの団体で登録の更新について協議が必要になってございます。

また、本年4月1日から、自家用有償旅客運送の事務・権限について委譲を希望する区市町村等において行うことが可能となったところでございます。そのことにつきまして、陸運支局の方からご説明をいただくということも予定してございます。

毎回申し上げますけれども、この協議会でございますが、練馬区の移動サービスにつきまして、さまざまな観点からご議論いただいて、高齢者、障害者の移動サービス充実のために知恵と力を出し合う場としていきたいというふうに考えてございますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、着席させていただいて、次第に沿って進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局

皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。どうぞよろ

しくお願いいたします。

まずは、本日お配りしております資料の確認からさせていただきたいと思います。

～資料1から資料4および資料番号なしのものを説明～

では、配付資料につきましては、以上のとおりとなります。

○会長

ありがとうございました。それでは、今、説明がございましたように、委員のうち、一部の方が交代となっております。

東京運輸支局の方と、それから全国自動車交通労働組合東京地方連合会の方が交代ということになってございます。

新たに就任いただく委員につきましては、机上に委嘱状をご配付しておりますので、本来ですと個別にお渡しするところでございますが、それでご容赦いただきたいと思います。

名簿につきましては、今申し上げましたとおり、修正がなされているということでございます。

なお、当該委員につきましては、任期でございますが、本日、11月6日から、来年、平成28年9月30日までということでございます。

ここで、新たにご就任いただく委員の方に自己紹介をお願いしたいというふうに思います。

～自己紹介～

2 第六期第2回 議事録の確認

○会長

では、新しい委員のお二人の方、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2番、第2回の議事録の確認ということでございます。

前回は7月に開催いたしました。これにつきまして、ご確認をお願いしたいというふうに思います。

なお、前回の会議の結果、運営協議会において協議が調ったことを証する書類ということで、1団体分を、平成27年7月20日付で、特定非営利活動法人福祉送迎サービスきずなということで、その書類をきずなさんに交付してございます。

前回の議事録につきましては事前にご送付しております。何かご意見、あるいはお気づきの点がございましたら、発言していただければと思います。

事前には、特に何もなかったですか。

○事務局

はい。

○会長

何かございますか。よろしいですか。

(はい)

○会長

よろしければ、この内容で確定いたします。

区のホームページに公開する場合には、発言をされた委員の氏名については伏せて公開ということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、第2回、前回の協議会におきまして、「練馬区における移動困難者の現況について」という資料を提出いたしました。記載する内容を、制度の説明も含めて工夫してほしいというご要望がございました。

本日、改めまして、修正版を作成し、提出しておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

事務局より説明させていただきます。

～資料3「練馬区における移動困難者の現況について（修正版）を説明～
資料3につきましては以上のとおりとなります。よろしくお願いいたします。

○会長

説明をありがとうございました。

前回の補足ということで、修正資料を提出させていただきました。

この資料につきまして、何かございますでしょうか。

○委員

非常にわかりやすい資料をつくっていただきまして、どうもありがとうございます。

現況は、このような形だと思っております。答えていただける範囲で結構ですが、資料3のうちの3枚目の福祉有償運送の現状というところの2、対象となる者という項目がございますが、これを見ると、対象になるのが5万8,785人で、福祉有償運送の対象が1,088人。

それ以外の方は、公共交通を使っておられる、または私的な交通手段によっている、外出する際にはそのような手段をとっていると思うのですが、この協議会の役割でいいましたら、福祉有償運送の、不要かどうか——不要と言ってしまふとあれですけども、必要かどうかの議論のもととなる数字だと思うのです、これが。

実際に会員さんがいるので、そのような住民の要望があると捉えられますが、これが多いか少ないかというのは、区の方で分析はされていますでしょうか。

もともと、では、福祉有償運送団体を無理やり増やすということもできないと思いますが、その場合、私どものような事業者を活用すると、そういった方策をお考えなのかどうか、現時点でお考えがあればお聞かせいただければと思います。

○会長

事務局から、何か説明はありますか。

対象者数がかなり大きくなってしまっていて、実際に、その前段で障害者の状況、高齢者の状況で、網掛けしてる部分を足し込むともっと少ないような気がしますけれども。

○事務局

事務局です。

ここの表の下に※で書いてあるのですけれども、基本的に、こちらは対象となり得る、イ、ロ、ハ、ニに該当する方の人数を拾っている数字なのです。

このうち、どのぐらいの方が公共交通機関を利用できないかというのは、実はわかりません。なので、分母になる数字は出しようがないというのが実情なのです。

最後のページに、(2)練馬区で認められている団体の会員数、それから運送回数の推移という表をつけてあるのですが、こちらをごらんいただきますと、大体1,000名。26年度は1,096という数字が出ているのですが、大体、このぐらいの数字で推移しておりますので、ほぼ満たされているのかなというふうに認識しています。

あと、サービスを供給する団体さんも、年々すごく右肩上がりという状況ではありませんで、このぐらいがいいところかなというふうに見ています。

そもそもが近隣住民、地域住民の助け合いの事業ということでやっておりますので、練馬区では、大体、このぐらいの数字で推移している。

あとは、タクシーの方でも、今、介護タクシーで、ヘルパーの資格を有している運転手さんとかが増えてきておりますので、大体、助け合いの事業としては、このぐらいの規模かなというふうに見ているところです。

○会長

大きくいうと、助け合いとしてはこれぐらいで、最近は介護付タクシーを利用されている方も多くなってきているのかなという認識を持っているというところですね。

○事務局

はい。

○委員

わかりました。

○会長

それと、あと、業界としてもそういう介護付タクシーといいますか、そういうものがだんだん増えてきているんですね。

○委員

そうですね。そういった車両も自動車メーカーが出してきております。もともとが少ないので、どうしても増加傾向と言える感じになってしまうのですけれども。

ただ、業界でもそれなりの目標を立てて取り組むということはやっております。

○事務局

あと、補足ですけれども、ごらんいただくとわかりますように、透析の患者さんですとか、一定の時期に一定の送迎をやるというような形態の方が多くなっておりますので、大体、このぐらいかなというのは踏まえているところです。

あとは、例えば病院などですと、病院が負担して送迎をやっているような医療機関などもありますので、住民同士の助け合いとしてはこのぐらいの規模かなというふうに思っているところです。

○会長

よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

では、ほかに、何かございますでしょうか。

○委員

逆に、タクシー業界の方で、こういういろんな福祉関係の補助というか、それで民営圧迫みたいなのが、多分、一番問題になると思うのですけれども、その辺は、多少、日ごろからちゃんとデータを集めておくとか、そういうのはやっていますか。

○委員

それが、私どもの営業区域が、東京23区と武蔵野市、三鷹市の中の住民およびそのエリアに入ってくる人たちが相手なものですから、そこまでは把握し切れないというのが現状です。

ただ、アンケート等々でそういった声をお寄せいただくこともあるので、例えば羽田空港において、荷物がいっぱい乗せられるような車両を導入してほしいですとか、そういった声に対しての反応は、一応はございます。

○会長

以上のご説明でしたが、よろしいですか。

○委員

私も、民営圧迫というのは、せっかくタクシー業界が頑張っているのに、いけないかなと思うのです。

ですから、そういう意味では、なかなか役所としても把握できないところが大分、どうしてもあるみたいですが、タクシー業界さん自身は実際に動かしているから、何か日ごろからデータを集める工夫などはあり得るかなというふうに、素人考えですみませんけれども。

○委員

私どもの場合は、本当に一般的に供給していますから、福祉限定さんなどは、そういったところはどうかでしょうか。

○委員

量ということですか。

○委員

ええ。

○委員

増えていると思いますけれども、事業者さんがすごく増えましたので、七、八年前と比べると倍ぐらいになっているのではないかと思うぐらい増えている気がするのですが、数的には余り変わっていないのかなという気がします。

○会長

これから高齢化に向かっていくと、ますます移動困難者が増えてくるようなことも予想されるので、この有償運送車両だけでは対応がつかないのが当然ありますし、むしろ、そういう意味では、タクシー業界さんの方に頑張ってもらわなければいけない部分も多々あるのかなというふうに思ったりいたします。

よろしいですか。

(はい)

3 一般社団法人「たまみずき基金」の更新登録協議

○会長

それでは、前回資料の修正につきましては以上とさせていただきます。

本日の主な案件ということになります。3番といたしまして、一般社団法人たまみずき基金の更新の登録について、協議をお願いしたいと思います。

まず、協議に入ります前に、事務局から、更新登録に際しての変更点など、大まかな説明を行わせていただきます。その後、団体の方に活動内容や補足説明を行っていただきたいと思っております。

なお、本日は、たまみずき基金の理事長にお越しいただいておりますので、ご説明は理事長からお願いすることになると思っております。

それでは、まず、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、次第に沿って、一般社団法人たまみずき基金さんの更新登録について、説明させていただきます。

資料4をご用意ください。

～資料4 一般社団法人「たまみずき基金」の更新登録書類に基づき説明～

事務局からは以上ということで、お願いいたします。

○会長

ありがとうございました。

それでは、たまみずき基金さんから、何か補足の説明がございましたら、お願いいたします。

○たまみずき基金

よろしく申し上げます。

補足は特にないのですが、当初予定していた送迎運送というのが、最近ようやく依頼が来るようになって、それはどういうことかということ、学校だったり、私どもの利用者の多くが石神井の特別支援学校とか、練馬の特別支援学校に通っている方、もしくは、それを卒業した方がほとんどでして、主に知的障害、自閉症であるとか、発達障害の方がメインで登録されています。

中には、もちろん肢体不自由の方もいらっしゃるのですが、多いのは知的障害の方ということ。卒業とか、就学中とか、卒業後の作業所の送迎であるとか、あとは生活介護というのですが、成人の方のデイサービスへの送迎とか、そういう方がメインになっています。

去年は、ほとんど病院の送り迎えで、本当に単発で少なかったのですが、最近は、一日2件とかに、ようやく増えてきたという状況です。

よろしく申し上げます。

○会長

それでは、説明が終わりましたので、各委員から、ご意見、ご質問をお願いいたします。
いかがでしょうか。

○委員

使用車両の構成が、結構がらっと変わった感じに見受けられるのですが、何かご事情があつてのことなのでしょうか。

○たまみずき基金

事情というか、実は、すずらんの会が業務縮小されるということで、無償で貸してくださるということで、そこが大きいです。

○委員

それは、持ち込み車両の部分。

○たまみずき基金

持ち込み車両が2台と、譲渡が1台で、自前の車が1台というふうに書いてあると思うのですけれども、そういった形で、今までは普通のセダン車両だったのですけれども、全て福祉車両に変更できました。

○委員

ということは、利用者さんからの要望がもともとあつて。

○たまみずき基金

はい。車椅子の方が何人かいらっしゃるの、その方に対応できるようになったということです。

○会長

よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかに、ございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○会長

ほかにないようでございます。

本件につきましては、更新ということで協議が調ったものとさせていただきまして、申請に向けて手続をしていただければと思っております。

たまみずき基金さん、本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○たまみずき基金

ありがとうございました。

○会長

それでは、たまみずき基金さんにつきましては、これでご退席ということでお願いいたします。

ありがとうございました。よろしく申し上げます

(たまみずき基金理事長 退席)

4 自家用有償旅客運送の権限移譲について

○会長

それでは、次第の4になります。

先ほど、冒頭のご挨拶でも申し上げましたけれども、一部、権限委譲等が行われました。

昨年の5月でございますけれども、第4次分権一括法というものが成立し、その中で、平成27年4月1日から、自家用有償旅客運送の事務・権限について委譲を希望する区市町村等において行うことが可能となったところでございます。

練馬区におきましても、今後どうしようかということで検討していきたいというふうに考えておりますけれども、この内容につきまして皆様方と共通認識を持つために、本日、東京運輸支局の委員より、事務・権限委譲の内容について、もしくは委譲されるまでの準備について、ご説明をお願いしたいと思っております。

使用する資料につきましては、お手元に、「自家用有償旅客運送の事務・権限の委譲に関する説明会」ということで、説明会資料がございますので、それをご覧いただければと思います。

それでは、委員から、ご説明をよろしくお願いいたします。

○委員

私からは、今、会長からお話がございましたとおり、自家用有償旅客運送の事務・権限の委譲に関する制度の概要等につきまして、簡単ではございますが、説明させていただきます。

まず、資料の最初、表紙の部分に「平成26年10月」という日付が記載されているかと思うのですが、こちらは、昨年10月に国土交通省本省におきまして、全国の自治体様向けにこの権限委譲に関する説明会を実施した際の資料、それをそのまま使用いたしますので、その日付が載っているということでご承知おきいただければと思います。

それでは、まず、1枚、資料をめくっていただきまして、右下にページを振っているのですが、2ページをごらんください。

まず、事務・権限の委譲の概要ということで、簡単な経緯というところでございますが、平成26年5月28日に第4次分権一括法が成立いたしました。

これに伴いまして、平成27年4月1日施行となりまして、自家用有償旅客運送の事務・権限につきまして、委譲を希望する市町村等において行うことが可能となりました。

また、これに合わせまして、地域公共交通の活性化および再生に関する法律も改正されまして、地域の総合行政を担う地方公共団体の皆様方に先頭に立っていただき、関係者の合意のもと、持続可能な地域公共交通ネットワークをつくり上げるための枠組み、こちらも構築されたということになっております。

ですので、この活性化再生法と合わせまして、事務・権限の委譲を受けた場合、地域の実情に応じた、創意工夫による移動手段を確保することができるのではないかとというふうに考えているところでございます。

では、さらにページが飛びまして、3ページの次に、こちらだけページを振っていないのですが、4ページ、4枚目です。

2. ということで、自家用有償旅客運送の概要という資料があるかと思うのですが、こちらは、緑ナンバーと白ナンバーと、左右で記載しておりますが、まず緑ナンバーにつきましては、これは路線バスであるとか、タクシー、事業用の車両を使用して、有償でそれぞれの事業者様が行う事業ということになっております。

今回、事務・権限の委譲の対象になりましたのが有償運送ということですので、今回の資料でいいますと、右側の「白ナンバー」と書いている部分の運送が対象となっているところがございます。

大きく分けると二つございまして、まず一つが、住民のための自家用有償旅客運送ということで、市町村運営有償運送で、こちらの資料ですと「過疎地有償運送」と書いているのですが、これも、今年度に制度の名称だけ変わりが、「交通空白地域における有償運送」ということになっておりますが、こちらは、市町村の皆様方やNPO等が、交通空白地域において住民の移動手段の確保を目的として行う有償運送となっております。

そして、もう一つが、こちらの練馬区の福祉有償運送も対象となりますが、身体障害者等のための自家用有償旅客運送ということになってございまして、福祉タクシー等による輸送サービスだけでは需要が賄い切れない、そのような地域におきまして、身体障害者等の移動手段の確保を目的として、地域の関係者の運営協議会での合意に基づいて、市町村やNPO等が行う有償運送、このようなことになってございます。

続きまして、5ページになるのですが、こちらに書いているのが現在の概要ということになりまして、現在、この制度の概要といたしましては、ご承知のとおり、このような自家用有償運送の実施に当たっては運営協議会の合意が必要となります。

合意が調った後に、国の登録を受けていただく。さらに、国としては、登録の業務を行うとともに、輸送の安全確保であるとか利用者保護のための指導監督等を必要に応じて実施しているというような状況になっております。

下に書いてあるのが、一つ、国の業務ということで、登録であるとか、安全確保等の指導監督、このようなものが、現在、国から権限が委任されており、運輸支局において実施しているというところになってございます。

続きまして、6ページですが、これは運営協議会から、実際に登録までの簡単な流れを表にしているところとなっております。

福祉有償運送の場合でいえば、右側の部分になるのですが、実施する場合については、運営協議会で協議、そして合意を図っていただく。

さらに、その合意後に、実施主体であるNPO等から、区に、支局に対しまして、登録書類の提出があり、そして、内容を審査し、支障ないということになれば、登録を実施する。現状はこのような形で、協議自体はこのような形で、市町村、自治体様で運営していただいている運営協議会で協議するのですが、最後の登録であるとか、申請書類の最終的な審査は、国、支局において行っているというのが現状になってございます。

では、7ページの部分で、このような現状の制度が、今度は手を挙げることによって委譲することができるというところを簡単にチャートにしている表になっているのですが、まずは、事務・権限の委譲については、冒頭に申し上げたとおり、委譲を希望する市町村に委譲される。

いわゆる手挙げ方式ということになってございまして、平成27年4月1日から、強制的に

各自治体に委譲されるということではなく、あくまでも希望する市町村様に対して委譲するというようになっております。

こちらの表で言いますと、市町村の委譲が「希望あり」の場合については、市町村が事務・権限を保有することになりますよと。

では、「ない」場合のケースなのですけれども、ない場合で、都道府県が委譲を希望した場合、東京でいえば、都が「では、私のところでやりますよ」と希望した場合については、都に委譲されるということになっております。

都も希望しないということになると、国が事務・権限を保有する。今までと同じ制度で運用していくということになっておりまして、東京都内におきましては、市町村として委譲を希望して申請が出ている自治体様については、今のところはないという状況になっております。

検討中の自治体様は幾つかあるということで聞いておりますが、実際に申請があつたり、なったものは、都内においてはまだない。

さらに、東京都も、まだ、委譲の希望等はされておりませんので、全て国で、運輸支局で、まだ作業の権限を持っているという状況になっております。

今、都内の状況を申し上げましたが、では、そのほかの状況ということで、関東運輸局管内の状況でいいますと、1市町村、自治体様が既に委譲を受けておりまして、神奈川県の大和市で委譲を既に行っているということになっております。

ただ、関東局管内、1都7都道府県ですが、そちらで、まだ大和市さん以外で具体的に委譲されているところはないというところでございます。

では、次の8ページですけれども、これは、先ほどの流れを、委譲を受けた場合の流れであらわしているものになります。変更点としては一番下のところで、市町村、または都道府県となっております。

登録や申請書類の最終的な審査、これは今まで支局で行っていたものが、委譲されると市町村で行うということになります。

これによって期待される効果としては、運営協議会の運営から登録までが、市町村の中で一括して、一体で処理できることによって、当然、作業の効率化というものも期待されますし、それだけではなく、地域の実情を把握している自治体様でそういった処理を行っていただくことによって、よりダイレクトにその地域の実情を反映させることができるのではないかと国としては期待して、このような制度改正を行ったということになってございます。

9ページ目以降が、では、具体的にどのような業務があるのかということになっていのですが、9ページ目については、主なものということで記載しておりますけれども、内容として①から④までございまして、一つは登録への対応、二つ目、②として届出への対応、③として是正措置命令や業務の停止命令、いわゆる不利益処分等の対応、そして、最後の④としては報告や検査、それから調査、そういったようなものへの対応というものが、今、国、支局で行っている主な業務ということになっております。

登録でいえば、先ほど、1件、更新登録がございましたけれども、そういった更新の登録であるとか、新たに希望されるNPO法人等がいらっしゃれば、新規登録への対応。

さらに、その後として、登録簿というものも作成しておりまして、実際に作業が終わっ

たものは登録簿への入力作業、そのようなものもございます。

届け出。こちらでも軽微な届け出、例えば車両数の変更であるとか、団体様の住所の変更とか、そのような軽微な変更も届け出ということになってございまして、そういった届け出等がございまして、それに対する処理等も行っているというところでもあります。

このような業務が委譲された場合については、直接、自治体様で行っているというところではあります。

まさに、④の報告等ということになっておりますが、これは法律におきまして、必要に応じて、自家用有償旅客運送団体様に対しまして、必要な資料等の報告をさせることができるということになっておりますが、これは、主なものとしては、年度ごとに実績報告というものも求めておりますが、これは、この規定にのっとって、毎年度、実績の報告を求めている。なので、このような報告の処理というものもありますよということになっております。

少し飛びますけれども、11ページ以降になってございまして、こちらで、主な、一般的な登録等の申請があった場合に、国で、どのような流れで処理をしているのかというものを、簡単にではありますが、表にしたものになっております。

まず、こういった協議会で協議が調った後、運送者、団体様から支局に対して申請があります。その内容の審査、実際に書類として足りているのか、また、記載内容等に不備がないのか、そのような審査を行う。

さらに、実際に登録になりますよということになると、登録簿に事業者様の概要、住所であるとか、代表者様や車両数等の内容を登録するとともに、登録証の交付をもらう。

さらに、その登録簿につきましても、公衆に縦覧するということになっておりますので、今、支局で行っているのは、支局内にそのような登録簿も希望があれば見られるように縦覧している。このような作業を、各自治体様で委譲があった場合については行っていただくということになってございまして。

では、それらの作業にどのぐらいの時間がかかるのかということも、委譲を受ける自治体様からすると気になるかと思いますが、そちらが書いてあるものが、大分飛びまして、20ページになってございまして。

移譲される事務・権限の内容と業務量ということになってございまして、1件当たり、これは、一般的な新規登録や更新登録の場合の処理時間の目安ということなわけですけれども、申請から登録まで、標準処理期間として対外的に公示しているもので約1か月。

なので、今回、協議会が調った運送者様からも、支局に対して、この後、申請がありましたら、約1か月の時間をいただいて審査をするということになってございまして。

さらに、届け出の受理の場合、内容に不備がなければ、窓口等で、その場でお受けするということになってございまして、登録簿の内容との確認であるとか、添付されている書類の確認につきましても、当然、内容の大小や件数によって変わってきますけれども、20分ぐらいを1件の処理に要しているというような状況になってございまして。

また、上記以外に、運営協議会の出席であるとか、各自治体様や運送者の方からの問い合わせ等の対応も実施しているということになってございまして、これも各自治体、都道府県によって、業務量、作業量等、これだということで、平均化して出すことは難しいのですけれども、一般的などころとしては、これぐらいの期間であるとか、時間がかかってい

るというのが状況となっております。

21ページ目以降が、今後の予定ということで、昨年10月の、ちょうど1年前の資料となっておりますので、これは予定となっております。

なので、正直、21ページ以降は、本当に参考ということになっておりますが、その中で、24ページですけれども、運用ルールの緩和ということで、昨年10月の時点では検討中のものとなっていたものなのですが、こちらは、前回の協議会で、説明が支局からあったようなのですが、一つが「権利能力なき社団」等も実施主体として認めるというものと、運送できる旅客について、一定条件のもとで地域外からの訪問者なども加えると、このようなものにつきましては、もう既に、今年度に入りまして変更が実施されているということになってございます。

25ページ以降につきましては、平成25年度時点の実績なのでございますけれども、全国の団体数であるとか、そういった協議会の設置数等が載っております。全体的な数値になっているので、余り参考になるかどうかというところではあるのですが、こちらも参考として、そのまま特に削らず添付させていただいたということになってございます。

このような形で、今、本当に簡単になります。登録や変更に対する処理業務について、実務的なところでは、そのような業務を委譲された場合については自治体様で実施していただくということになっておりますが、例えば、この中の資料にはないのですけれども、希望された場合、希望する場合については、どのような流れで進んでいくのかというところになるのですけれども、内部の事務連絡になっているので資料を添付しなかったのですが、このような1枚紙で「申出書」というものを国に、希望する自治体様から出していただくということになっております。

申出書に記載していただく内容としては、組織内、委譲を受けた場合の事務等の運営に対する体制図、そのようなものを添付していただくものと、あとは、事務・権限の委譲を希望する日を記載していただく。さらに、事務・権限の委譲に関して意思決定を自治体の中で行った、それが、間違いなく自治体として意思決定作業を行ったということがわかる書面、そのようなものを添付していただいて、申出書を提出してもらおうということになっております。

その申出書の提出ですが、事務・権限について委譲を希望しようとする遅くとも3か月前までに、運輸支局等に対して出していただくということになっております。

その3か月等の間で、国としては審査していく。本当に委譲する条件を満たしているかどうかの審査をするということになっておりますが、具体的にどのようなことを行うのかということなのですが、まず、地方自治体、希望された自治体様に対してヒアリングを実施いたします。

ヒアリングを実施しまして、添付していただいた組織図や体制図の内容を、直接、聞き取りを行う。あとは意見交換等を行うということになっております。

そのようなものを踏まえて、指定基準に照らしまして、事務・権限を適切に実施できる体制があるだろうといった場合については、実際に審査をする関東運輸局、上局へ申達を、支局からいたします。

そこで、上局でも問題ないということで認められた場合につきましては、希望告示日、委譲を希望する日の30日前までに告示するというということになってございます。

告示をするということになれば、告示をする30日前までに、地方団体の皆様方へ連絡をするということになっております。

さらに、そのような形で告示まで決まった場合については、自家用有償運送に関するノウハウであるとか、事務処理、そういったものの引き継ぎを支局から自治体様に対して実施する。支局で、例えば練馬区さんであれば、練馬区の団体に関する書類を保管しているものがありますので、そのようなものの引き継ぎであるとか事務に対する細かな申し送り等をしていくというようなものが大まかな流れということになっております。

冒頭に申し上げましたとおり、まだ関東運輸局といたしましても、実績としては今、大和市1自治体様ということになっておりますので、もし、今後、委譲される自治体様があれば、私どもも、適宜、上局等に確認しながら、また、自治体様とも、その都度、相談させていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

私からは大枠の流れではございますが、以上で説明を終了させていただきます。

ご清聴、ありがとうございました。

○会長

ありがとうございました。権限委譲があったから直ちにやっ払いこうという自治体ばかりではないというご報告だったかというふうに思います。

この件につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

私から1点聞きたいのですけれども、この中で、検査に行くときに、物件の検査でしたでしょうか、何かそのようなものがありましたよね。

○委員

ええ。

○会長

ということは、保有車両の検査をやるということになるかと思ったりするのですけれども、保有車両の検査とはどういうイメージになるのですか。書類だけの話ではなくて、実車の検査ですよ、多分。

○委員

そうですね。資料でいいますと、例えば9ページのところで、是正措置命令であるとか、業務停止命令というような措置がありまして、例えばですけれども、運送を行っている法人様の運送内容について、本当にこれは、実施の内容についてご協議が調った内容どおりやっているのかとか、あとは国の法律にのっとって実施しているのか、そのような疑義が生じた場合については、内容、書類等の提出を求めてチェックする。

それによって、問題があったという場合については、一番重いものと、そういった業務停止命令とかを行うような仕組みになっておりまして、具体的なところは、その内容であったりとか、状況によってというところになるのですが、当然、書面の提出等のチェックで済むケースもあれば、内容によっては、直接、現地に赴いて確認したりというケースも当然あり得るところです。

なので、現地に行ったりするのか、それとも書面だけで済むのかは、そのときの内容の状況によってというところですよ。

よくあるのが、例えば事務所として届け出しているところと違うところでやっているのではないかという話になれば、これは当然、現地に行って確認しなければわからない内容

です。

ただ、それ以外にも、例えば、つけるべき帳票類をつけていないというような話であれば、逆に、つけているものの書類を持ってきてもらってチェックをするということで済むケースもあります。それは、内容によりけりというところですよ。

○会長

わかりました。ありがとうございます。

○委員

いいですか、私も一つ。

○会長

はい。

○委員

それに関連するかどうかわかりません。

24ページに、こういう言葉があるのを僕は知りませんでした、「権利能力なき社団」という言葉があります。これは任意団体みたいなものだというふうに書いてありますけれども、ですから、不利益処分みたいなときですよ、多分、非常に問題になるのは。

○委員

はい。

○委員

皆さんが一生懸命こういう空白地帯で、自治会などがお互いに助け合って、みんなで足を確保しようとやっているわけですけども、不利益処分か何かを受けるときに、こういう任意団体というのが対象になり得るかどうかという、その辺はどうですか。

○委員

そうですね。まだ具体的に、この「権利能力なき社団」は、例えば青年会であるとか、そういった方々が運送を始めているというケースがないところではあるのですが、基本的には、運送者として登録されたという団体になれば、私どもの方も行政処分の基準というものがございまして、それに応じて処分をしていく対象にはなるというふうに認識しております。

今回、資料等を入れていないのですが、この大枠のつくりでいうと、警告処分というものと実際に業務の停止処分、大きく分けて二つの処分になっておりまして、福祉有償運送自体が、地域の住民の方々がどうしても公共交通機関では賄い切れないものを行っているということになっているので、業務停止命令をすると非常に影響が大きい、病院に明日から行けなくなってしまうとかということがあるので、そこまでいくというのは本当に警告に従わなかったケースということで、かなり抑制されているという状況になっております。

件数自体も、関東管内でほとんどそういう事例はないというのが現実なのですが、東京ではないのですが、私の前任地であったのが、車検を切らせて運行してしまったというケースがありまして、そのような運送者様に対して警告書を発出したというケースはありました。

ただ、それも、警告書を受けてきちんと是正していただいたので、業務の停止までは至らなかったということです。

○会長

よろしいですか。

車検が切れていたら、その車検を取り直すまでは。

○委員

そうですね。それは運行できないです。

○会長

業務停止でやると、車の運行停止ですよ、それは実質的に。

○委員

実質的に、もうできないということです。ただ、その方はすぐ取り直していただいたということです。

○会長

あと、新聞か何かで、個人がやる、白タク行為とは言わないまでも、そういうものについても、何か検討されているような話がありました。

白タク行為そのものは、こういうものには該当しないので、だめだということは厳然たる事実だと思いますけれども、そこら辺は何か情報はありますか。

○委員

そうですね。いわゆるライドシェアと相乗りということで、今、総理からも、そういった検討についての指示があったということで、新聞報道等がなされているところでございますが、現状の制度としては、今、会長さんがおっしゃっていただいたとおり、個人であっても、あるいは法人等であったとしても、こういった必要な許可であるとか登録を受けずに、対価を取って運送するという行為については禁止されているというものです。

ただ、今、検討している内容としては、そういった交通空白地域においては、少し基準を緩和してもいいのではないかなという動きがあるということでは聞いてはおりますが、ただ、具体的な検討についてはこれからということになっておりますので、まだ、そういうものが認められるのかどうかというものもわからないという状況でございます。

○会長

わかりました。ありがとうございます。

○委員

なおかつ、国としても、今こういった自家用有償運送という制度の枠内で、地域住民の皆様方や自治体の皆様方と協力してやっていく枠組みができていますので、基本的には、そういった枠組みを維持していくというのが基本だというふうには考えているところです。

○会長

特に、都市部ではタクシーも発達していますので、必ずしもそういうものが適切かどうかというのは、いろいろと議論があるのかなというふうには思いますけれども。

○委員

はい。

○会長

ほかに、何かございますか。よろしいですか。

(なし)

○会長

そうしましたら、案件の4番、権限委譲については終了させていただきます。

その他の案件に入ります。

その他の案件でございますが、事務局から、何かございますか。

○事務局

事務局からでございます。

まず、運営協議会を開催させていただく日程調整についてのご提案とお願いです。

今現在、運営協議会を開催するに当たりましては、事務局で、会議室をとるところもありまして、日程を決めさせていただきまして、大体、1か月半ぐらい前に委員の皆様へ開催通知ということでお送りしているのが現状でございます。

本日がそうでありまして、今回、特に欠席された委員の方が数名いらっしゃったということで、今後のやり方について、どのようにしていくかということを検討いたしまして、今後につきましては、運営協議会を開催する2か月位前に、複数の候補日を、まず事務局で選びまして、事前に、委員の皆様全員に出欠席のご予定の方をその複数日程日の中で伺うというのをやりたいと思っております。その予定を確認させていただきました上で、全体で調整をした結果、開催通知という形でお送りすることへ変更させていただこうと考えております。

ただ、人数がたくさんいらっしゃいますので、皆様、個人個人の日程調整した結果を全て反映させるということは事実的には難しい場合もありますので、その点はご了承くださいたいとは思いますが、なるべく早い段階で、その日程の候補日をお知らせすることによりまして、なるべくご出席をお願いできるような環境に持っていきたいと思っております。お手数をおかけしてしまいますけれども、ご協力をぜひお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長

ということで、日程調整の方法を変えたいという内容でございます。

2か月になりますと、なかなか日程が決まっていられない方もいらっしゃいますし、もっと前から決まっていますという方もいらっしゃると思いますが、できるだけ早目に日程を調整させていただければということでございますので、ご理解いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(なし)

○会長

では、そのような方法でさせていただきます。

全ての方が出席の日程というのは、多分、なかなか難しいと思っておりますので、極力、日程を合わせながらということにさせていただければと思います。

ほかに、特に委員の皆様方からなければ、本日は協議会を終了したいと思っておりますが、特に委員の皆様からはよろしいでしょうか。

それでは、事務局から、次回の日程についてご案内をお願いいたします。

○事務局

次回の運営協議会についてのご案内をさせていただきたいと思っております。

まず、今年度の運営協議会につきましては、この後、予定されている更新登録の団体は

ございません。つまり、新規登録の団体がなければ、今年度は今回で終了という形になります。

来年度につきましては、現状の予定で、平成28年5月に2団体、平成29年2月に2団体、平成29年3月に2団体ということで、計6団体の更新登録が控えているような状況になっております。

来年度の初回になります平成28年5月の協議会について、先日、会議室の予定などを確認いたしまして、一応、私どもの方向といたしましては、5月23日月曜日の午後、もしくは24日火曜日の午前中、もしくは30日月曜日の午後の、いずれかの日程で調整させていただく方向で考えております。

来年の3月下旬ごろ、お忙しい時期になるかと思いますが、改めて、この複数日程日のご都合を伺うお手紙を送らせていただきたいと思いますので、また、そのときのご都合でご回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

○会長

それでは、今年度はこれで最後ということになりました。2回、今年度は開催させていただきまして、大変有意義なご意見をいただきまして、ありがとうございます。また、来年度も、引き続き、よろしくお願いたします。

日程につきましては、本日ご欠席の皆様もいらっしゃいますので、改めて調整させていただくということでございます。

このほかに、特にご意見、ご発言等がなければ、これで第六期第3回の協議会を閉会させていただきたいと思っております。

○委員

次回の日程の件なのですけれども、5月に更新を迎える事業者さんがいらっしゃるのですか。

○事務局

そうではございませんで、実際の更新日は、5月の方については6月と7月に。

○委員

なるほど、わかりました。

○事務局

以前、運輸支局の方からも、更新期限日の大体2か月前から登録更新ができるので、余りぎりぎりではなく、前倒しでというご指摘、ご意見をいただいたところなので、この5月の2団体さんにつきましては、6月に1団体さん、あと、7月に1団体さんというような予定になっています。

○委員

わかりました。

○会長

説明が足りずに申しわけございませんでした。

ということで、年度内はこれで終わりということにさせていただきたいと思っております。また、年度が明けまして日程調整をさせていただくということでございます。

本日は、長時間にわたりましてご議論いただきまして、ありがとうございます。